

議案第 13 号

狭山市消防団条例の一部を改正する条例

狭山市消防団条例（昭和 30 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までを次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 1 項、第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び管轄区域並びに消防団員の定員、任用、給与、懲戒、服務その他身分取扱いについて定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 本市に消防団を置く。

（名称）

第 3 条 消防団の名称は、狭山市消防団（以下「消防団」という。）とする。

第 13 条を第 16 条とし、第 12 条を第 15 条とする。

第 11 条第 1 号中「水、火災」を「水火災」に、「災害」を「、災害」に、「挺して」を「ていして」に改め、同条第 3 号中「礼節を重んじ」を「、礼節を重んじ、」に改め、同条第 4 号中「響応接待を受け」を「供応接待を受け、」に改め、同条第 6 号中「団員は団」を「消防団」に、「、もしくは」を「その他の」に、「反対し」を「、反対し、」に、「又は他人の訴訟もしくは」を「、又は他人の訴訟若しくは」に改め、同条第 7 号中「又は営利行為をなしもしくは」を「、営利行為をなし、又は」に改め、同条第 8 号中「職務外」を「、職務外で」に改め、同条を第 14 条とする。

第 10 条を第 13 条とし、第 9 条を第 12 条とし、第 8 条を第 11 条とする。

第 7 条第 2 項中「水、火災」を「水火災」に、「時は予め」を「ときは、あらかじめ」に、「直ちに出勤し」を「、直ちに出勤し、」に改め、同条を第 10 条とする。

第 6 条を第 9 条とし、第 5 条を第 8 条とし、第 4 条を第 7 条とし、第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（管轄区域）

第 4 条 消防団の管轄区域は、狭山市全域とする。

（定員）

第 5 条 消防団員（以下「団員」という。）の定員は、333 人とする。

（任命）

第6条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が任命し、
団長以外の団員は団長が次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。

（1）本市に居住し、通勤し、又は通学する満18歳以上の者

（2）志操堅固で身体強健な者

第16条の次に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年2月23日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

消防団員の確保を図るため、入団資格の要件を見直すとともに、条文の整備をした
いので、この案を提出するものである。